

(制度名 住宅性能評価に係る講習)

(制度所管部局名) 住宅局住宅生産課

1. 制度の概要

住宅性能評価を行う登録住宅性能評価機関は、登録講習機関が行う講習を修了した者のうちから評価員を選任しなければならないため、当該講習を登録講習機関が実施するものである。

2. 指定、登録等の基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律第27条第1項

(詳細については、住宅の品質確保の促進等に関する法律第25条第2項において準用する同法第16条第1項及び第2項並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第31条第1項及び第3項を参照)

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)(抄)

(登録基準)

第27条 国土交通大臣は、登録の申請をした者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 住宅性能評価に関する法律制度及び実務に関する科目について講習の業務を実施するものであること。

二 前号の住宅性能評価に関する実務に関する科目にあっては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

イ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士(以下「一級建築士」という。)又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条第1項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者(以下「建築基準適合判定資格者検定合格者」という。)であつて、住宅性能評価について評価員として3年以上の実務の経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録申請者が、住宅関連事業者又は登録住宅性能評価機関(以下この号において「住宅関連事業者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、住宅関連事業者等がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社にあっては、業務を執行する社員)に占める住宅関連事業者等の役員又は職員(過去2年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、住宅関連事業者等の役員又は職員(過去2年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であった者を含む。)であること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 (略)

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター	平成18年6月	東京都千代田区紀尾井町6番26-3 上智紀尾井坂ビル5階	上記2に掲げる基準を満たしたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
法令等により、指定、登録等に係る事務・事業（サービス）に係る料金の設定に当たって、国が関与することとはされていない。	—

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成21年3月現在）

登録講習機関の事務・事業については、的確に実施されており、見直すべき点はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定